［概要版］

東海市緑の基本計画

みどりでつなぐ　人と自然が共生するまち　とうかい

2027 ▶ 2036

目 次

緑の基本計画とは・・・・・・・・・・ 1
上位計画・・・・・・・・・・・・・・ 2
緑の現況・・・・・・・・・・・・・・ 3
緑のまちづくりの課題・・・・・・・・ 4
めざす緑の将来像・・・・・・・・・・ 5
基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 7
緑化重点地区及び保全配慮地区・・・10
計画の目標・・・・・・・・・・・・・11
施策と指標の関連・・・・・・・・・・12
計画の推進体制・・・・・・・・・・・13

緑の基本計画とは

都市緑地法第４条に規定される「**市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画**」のことで、緑全般についての将来像を描くとともに、その実現に向けた様々な取り組みを推進していくための指針となるものです。

都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。









緑の持つ機能	主な役割
環境保全機能	生物多様性の確保、二酸化炭素の吸収、 木陰の確保、大気の浄化、騒音・振動の緩和
レクリエーション機能	休養・遊戯・運動などの余暇空間の確保
防災機能	防災活動拠点・避難場所の確保、 防風・延焼防止・土砂災害防止・水害防止
景観形成機能	美しい都市景観・自然景観の創出、 個性と魅力ある地域づくり（歴史文化）

計画の位置付け

東海市

第７次東海市総合計画
（令和６年度～令和15年度）

即する

東海市都市計画マスタープラン
（令和6年度～令和15年度）

国・県

都市緑地法・都市公園法・生産緑地法　等
平成29年改正

都市緑地法等の一部改正
令和6年改正

「緑の基本方針」
令和6年策定

愛知県広域緑地計画
平成31年策定

即する　整合・連携　基づく　指針・整合

東海市緑の基本計画（令和9年度～令和18年度）

連携・整合

関連計画：第３次東海市環境基本計画(東海市生物多様性地域戦略)、
東海市地域防災計画、東海市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、
東海市公共施設等総合管理計画　等

上位計画

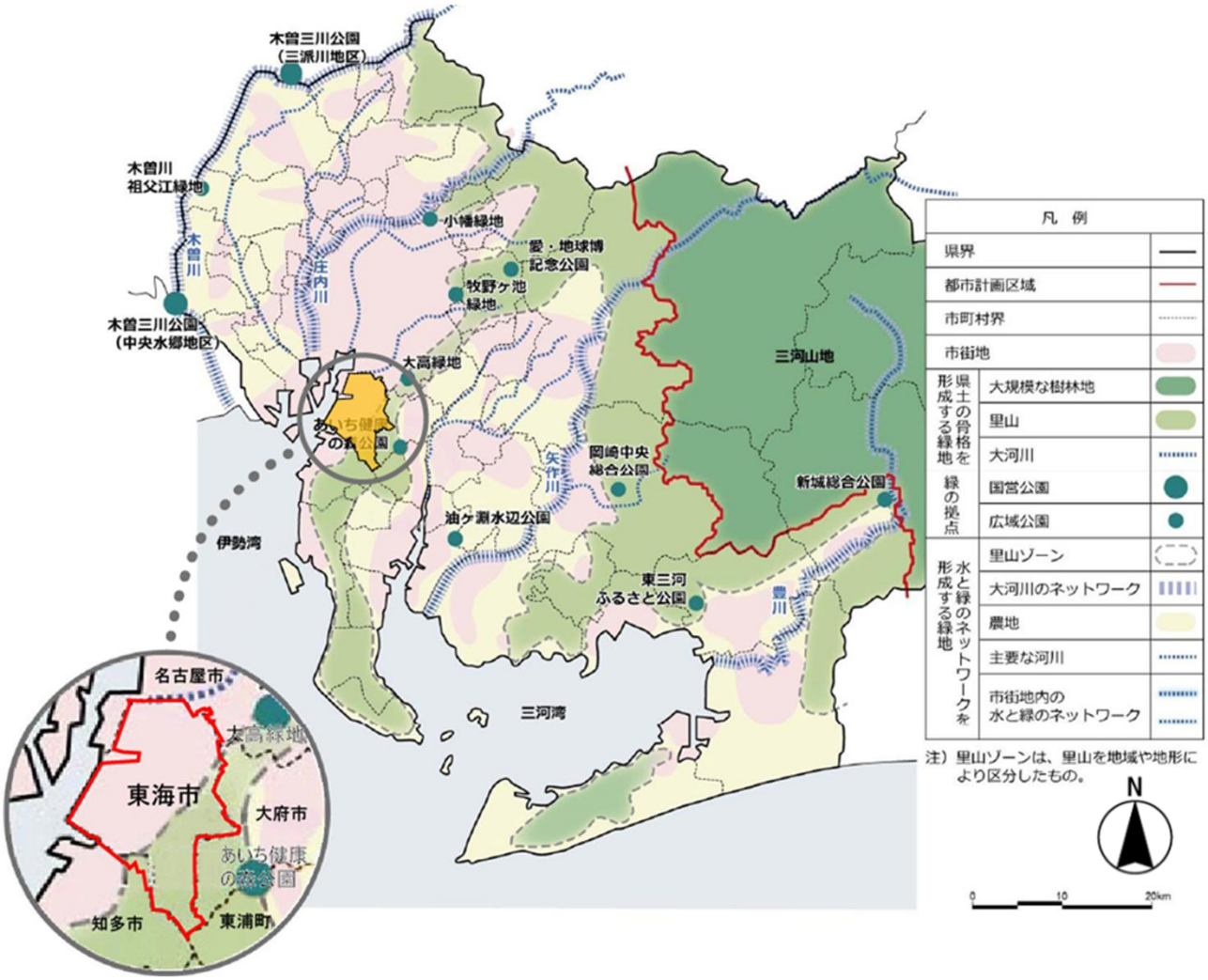
国の緑の基本方針

視点	①気候変動対策　②生物多様性の確保　③Well-beingの向上　④都市のレジリエンスの向上 ⑤歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用 ⑥都市における生産機能、循環型社会への寄与 ⑦ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応

▼

全体目標	【将来的な都市のあるべき姿】 **人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市**
	国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については**緑被率が３割以上**となることを目指す
個別目標	**①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市** CO2の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進
	②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進
	③Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮

愛知県の広域緑地計画

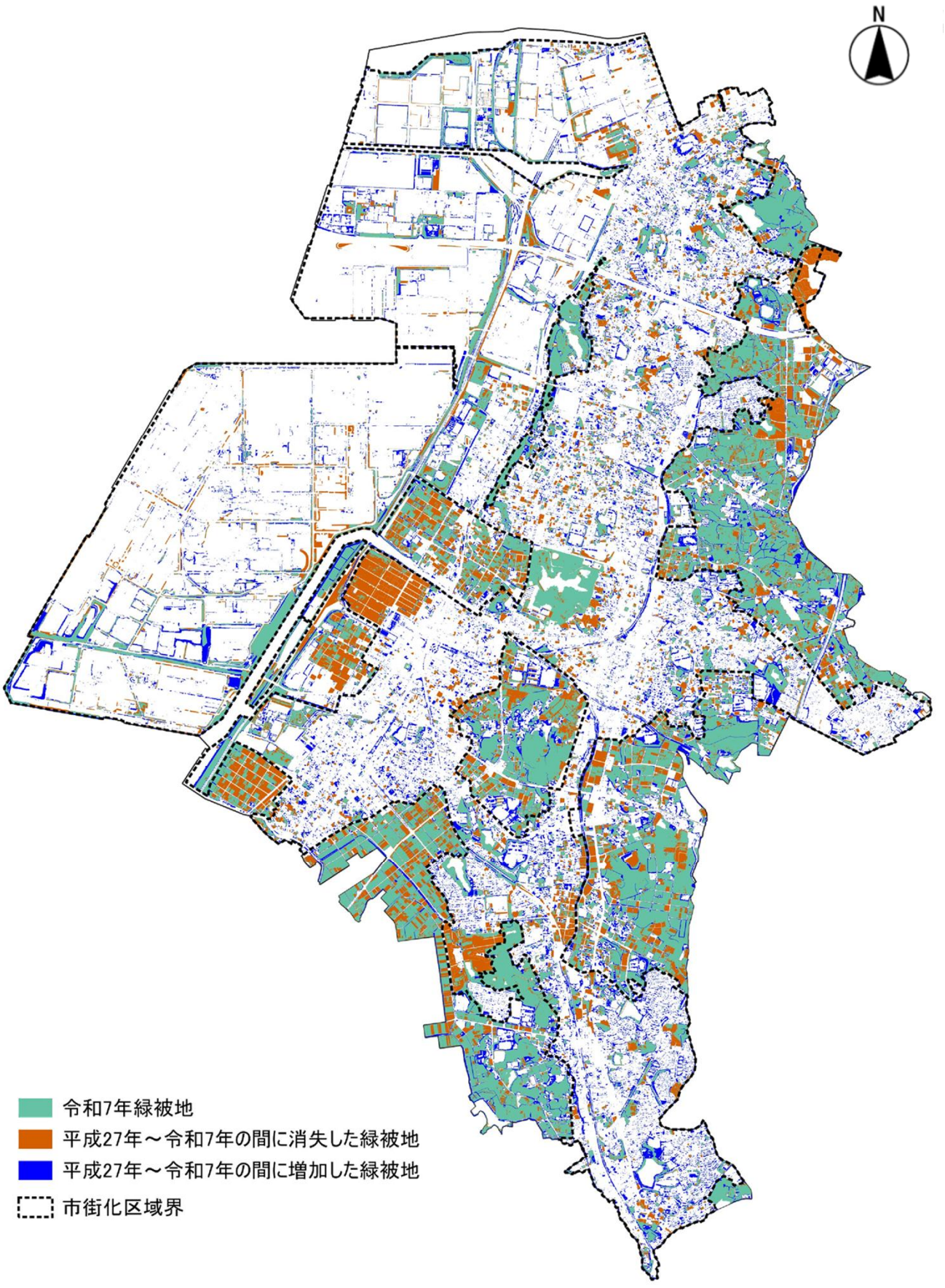


緑の現況

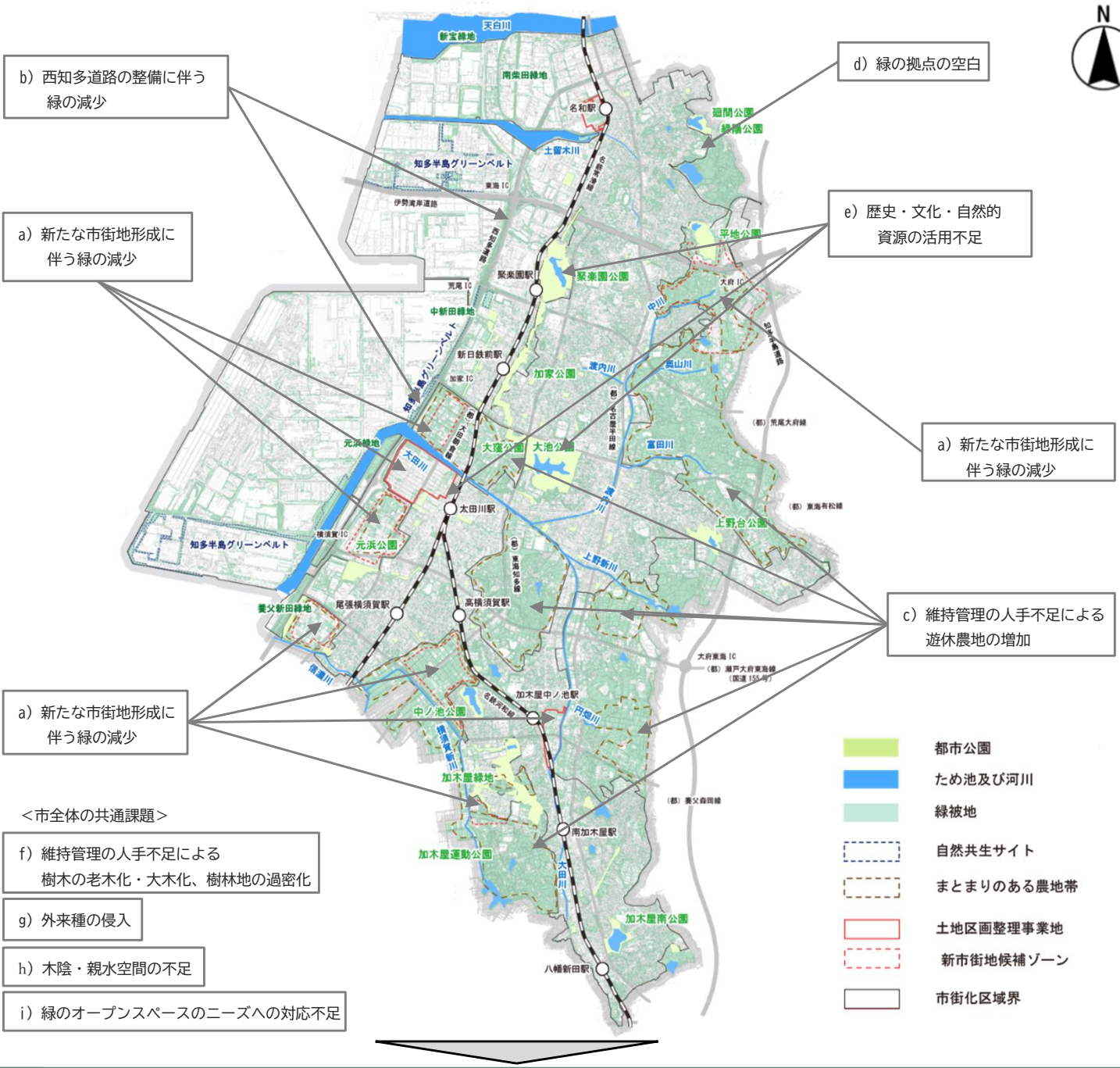
緑被率

	区域区分	H27(2015)	R7(2025)	増減
緑被率	市街化区域	13.0%	16.4%	＋3.4pt
	市街化調整区域	61.3%	52.7%	-8.6pt
	市全体	28.3%	27.1%	-1.2pt

【緑被地増減の想定要因】
・土地区画整理、民間開発
・緑被地の算定方法の変更



緑のまちづくりの課題



課題１　環境への負荷が小さい緑のまちづくり　・・・ a) b) c) f)

●緑地の減少　→　二酸化炭素の吸収減の減少
●樹木の老木化、樹林地の過密化　→　二酸化炭素の吸収能力の低下

課題２　人と自然が共生する緑のネットワークづくり　・・・ a) b) c) f) g)

●緑地の減少　→　生物の生息・生育の場の消失
●外来種の侵入　→　地域の生態系(在来種)の消失
●樹林地の過密化、遊休農地の増加　→　人の手入れにより形成されていたの生態系(里山)の消失
●遊休農地の増加　→　農作物の生産量の減少

課題３　花と緑につつまれた市民が快適で安心・安全に暮らせるまちづくり　・・・ a) b) c) d) e) f) h) i)

●緑地の減少　→　市民の緑に触れ合う機会の減少、都市環境の悪化(工場地帯と居住地域の緩衝帯)
●木陰・親水空間の不足　→　市民の猛暑における冷涼な空間の不足
●緑のオープンスペースのニーズへの対応不足　→　市民交流・活動・休息の場の不足、防災リスク
●樹木の老木化・大木化　→　都市景観の悪化、視認性の悪化、倒木・落枝リスク
●歴史・文化・自然的資源の活用不足　→　にぎわいの不足

めざす緑の将来像

めざすべき緑の姿

みどりでつなぐ 人と自然が共生するまち とうかい



環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

地球温暖化を止めるため、二酸化炭素を吸収する森林・草地・湿地・ため池など、緑の多い環境を守り、増やすことでカーボンニュートラルを実現した環境にやさしいまちになっています。



人と自然が共生するネイチャーポジティブ都市

生物多様性の損失を止めて、豊かな自然を回復させ、市民一人ひとりが自然の恩恵を認識しながら暮らしや社会の持続可能性を確保しています。



Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

花と緑があふれるまちなみや、魅力あふれる公園が身近にあることで、心も体も健康で、社会的・経済的にも幸福感が実感できるまちとなっています。



めざす緑の将来像

緑の将来像図

【緑の基幹軸】

- 臨海部(緩衝ゾーン)の緑の軸
- 中央部(居住ゾーン)の緑の軸
- 東部(農業緑地ゾーン)の緑の軸



基本方針

基本方針１　みどりをまもり　未来につなぐ(緑の保全)

市内に残る貴重な緑地や農地を保全し、ふるさとの自然環境を継承します。

豊かな植生の緑地やまとまりのある農地を保全し、二酸化炭素吸収量を維持するとともに、ヒートアイランド現象緩和、水害の防止など気候変動対策に努めます。

市民や多様な主体との連携により放置された樹林地の手入れや樹勢回復、若木への更新を進めることで樹林地の機能増進を図り、二酸化炭素吸収量を増大します。

生物の生息・生育の場となる緑地、ため池や河川、農地を保全し、生物多様性を確保します。

ふるさとの自然、景観、快適な生活環境を形づくっている、身近な緑地や農地を保全し、市民の宝として次世代に引き継ぎます。

施策の方向性と展開

1-1 骨格を担う緑の保全

本市の骨格を担う緑の軸及び緑の拠点の保全を図り、美しく豊かな自然環境を次の世代に継承していきます。

1-1-1 西知多道路沿線の緩衝緑地の保全
1-1-2 都市公園の保全
1-1-3 公共施設緑地の保全
1-1-4 民有地の植生やため池の保全
1-1-5 街路樹等の保全
1-1-6 河川沿いの緑の保全
1-1-7 農地の保全









1-2 生物多様性の保全

周辺環境を含む生態系ネットワークのつながりに配慮しながら、樹林地や草地、水辺等の自然環境を、市民・地域・団体・事業者・行政が連携して守り、自然環境の保全・再生に取り組むことで、生物多様性を確保し、次世代に引き継いでいきます。

1-2-1 生物の生息・生育環境の保全



基本方針

基本方針２　みどりをつくり　暮らしをつなぐ(緑の創出)

新たな緑を創出し、緑のネットワークを強化し、緑の質の向上を図ります。

新たな緑地整備や公共施設及び民有地の緑化推進により、二酸化炭素の吸収源を増大します。

生物の生息・生育の場や動物の移動経路を新たに創出し、生物多様性を向上します。

新たな緑地整備により、木陰をつなげて都市に涼しい空間や風の道を創出します。

中核拠点となる公園や新市街地への公園緑地の整備を進め、都市の快適性、防災性を高めます。

施策の方向性と展開

2-1 軸をつなげる緑の空間の整備

本市の骨格を担う緑の軸と拠点を新たに整備し、魅力ある緑地を創出し、社会課題解決につながるように、緑のまちづくりを推進します。

2-1-1 新たな緑の中核拠点となる公園の整備
2-1-2 新たな市街地形成にかかる公園緑地の整備
2-1-3 街路樹の設置推進
2-1-4 河川沿いの緑の創出







2-2 都市緑化の推進

より多くの市民が都市の緑が持つ多様な機能を享受できるようにするため、官民連携による都市緑化の推進に努めます。

2-2-1 公共施設の緑化推進
2-2-2 法制度を活用した民有地の緑化推進
2-2-3 事業所等における緑化推進
2-2-4 住宅地等における緑化推進





2-3 生態系ネットワークの形成

周辺環境に配慮しながら、生物の生息・生育環境や移動経路を新たに創出し、つないでいくことで、生態系ネットワークの形成を推進します。

2-3-1 生物の生息環境をつなぐ回廊の形成



基本方針

基本方針３　みどりをいかし　人をつなぐ(緑の活用)

みんなで花や緑を育てて、つながりの輪を広げ、ふるさとへの愛着を高めます。

- 市民や多様な主体との連携により、在来種を主体とした植栽や、ビオトープ整備等、多様な生物が生息・生育できる自然環境の保全・再生に取組みます。
- 市民や多様な主体との連携により、公園緑地の管理運営やリニューアルを進め、緑に対する愛着を高めます。
- 花と緑の育成や環境学習を通じて、市民の交流や生きがいづくりを推進します。

施策の方向性と展開

3-1 緑の空間の機能向上

多様化するニーズに対応できるよう、既存ストックを活用して緑の空間の機能向上を推進します。

3-1-1 歴史的・文化的・自然的資源を活用した公園緑地の整備
3-1-2 公園の防災・減災機能の強化
3-1-3 地域課題に対応した公園機能等の再編
3-1-4 公園の管理運営への民間活力の導入
3-1-5 公園の柔軟な利活用









3-2 多様な主体による緑のまちづくり

市民や地域、企業、団体等の多様な主体との連携により、緑の充実したまちづくりの推進に取り組みます。

3-2-1 花と緑があふれるまちづくり
3-2-2 人と自然が共生するまちづくり









緑化重点地区及び保全配慮地区

【緑化重点地区】
・重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区

【保全配慮地区】
・重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区

保全配慮地区における緑地保全への配慮のお願い

- 敷地内に既存の樹木があれば、土地利用に支障のない範囲で保全に配慮をお願いします。
- 敷地内にできる限り多くの樹木等を植栽するとともに、使用する樹木等は、在来種を中心に使用してください。
- 動植物の生育・生息環境の保全に配慮をお願いします。
- 生態系ネットワークの分断が避けられない場合は、代替の新たな緑地の配置等の配慮をお願いします。



計画の目標

【指標１】緑被率

指標	現況値 R7(2025)年度	目標値 R18(2036)年度
市街地の緑被率	16.4%	16.4%
緑被面積／区域面積	502ha／3,066ha	―
市全体の緑被率	27.1%	26.1%
緑被面積/区域面積	1,175ha/4,342ha	―

（目標設定の考え方）
市街化区域には緑被地の増加が難しい臨海部の工場地帯が含まれることに加え、開発予定区域もあることから、緑被地が減少することが見込まれますが、開発等による緑被地の減少を最小限にとどめ、民有地の緑化等を推進し、市街化区域の緑被率を維持を目標とします。

【指標２】市民一人あたりの都市公園の面積

指標	現況値 R7(2025)年度	目標値 R18(2036)年度
市民一人あたりの都市公園面積	11.6㎡/人	13.2㎡/人
都市公園面積/人口	131.54ha /113,242人	―

（目標設定の考え方）
既存の公園を維持しつつ、新たな市街地に必要な新設公園を整備することを目標とします。

【指標３】希少種の数

指標	目標値 R18(2036)年度
新たな希少種の確認数	1種

（目標設定の考え方）
環境改善により新たな希少種が定着することを目標とします。

【指標４】花や緑が豊かなまちづくりに対する市民の満足度

指標	現況値 R7(2025)年度	目標値 R18(2036)年度
花や緑が豊かなまちづくりに対する満足度	2.9点/4点満点	3.0点/4点満点

（目標設定の考え方）
現況値より市民全体の満足度を向上させることを目標とします。

【指標５】公園整備に対する市民の満足度

指標	目標値 R18(2036)年度
公園整備に対する満足度	3.5点/5点満点

（目標設定の考え方）
市民の満足度は中間値(3.0点)以上を目標とします。

【指標６】多様な生物の生息・生育環境に対する市民の評価

指標	目標値 R18(2036)年度
多様な生物の生息・生育環境に対する評価	3.0点/5点満点

（目標設定の考え方）
市民の満足度は中間値(3.0点)を目標とします。

施策と指標の関連

施策の方向性	施策の展開	関連する指標					
		1	2	3	4	5	6
【基本方針1】みどりをまもり　未来につなぐ　（緑の保全）							
1-1 骨格を担う緑の保全	1-1-1　西知多道路沿線の緩衝緑地の保全	○		○	○		○
	1-1-2　都市公園の保全	○	○	○	○	○	○
	1-1-3　公共施設緑地の保全	○		○	○		○
	1-1-4　民有地の植生やため池の保全	○		○	○		○
	1-1-5　街路樹等の保全	○		○	○		○
	1-1-6　河川沿いの緑の保全	○		○	○		○
	1-1-7　農地の保全	○		○	○		○
1-2 生物多様性の保全	1-2-1　生物の生息・生育環境の保全	○	○	○	○	○	○
【基本方針2】みどりをつくり　暮らしをつなぐ　（緑の創出）							
2-1 軸をつなげる緑の空間の整備	2-1-1　新たな中核拠点となる公園の整備	○	○	○	○	○	○
	2-1-2　新たな市街地形成にかかる公園緑地の整備	○	○	○	○	○	○
	2-1-3　街路樹の設置推進	○		○	○		○
	2-1-4　河川沿いの緑の創出	○		○	○		○
2-2 都市緑化の推進	2-2-1　公共施設の緑化推進	○		○	○		○
	2-2-2　法制度を活用した民有地の緑化推進	○		○	○		○
	2-2-3　事業所等における緑化推進	○		○	○		○
	2-2-4　住宅地等における緑化推進	○		○	○		○
2-3 生態系ネットワークの形成	2-3-1　生物の生息環境をつなぐ回廊の形成	○	○	○	○	○	○
【基本方針3】みどりをいかし　人をつなぐ　（緑の活用）							
3-1 緑の空間の機能向上	3-1-1　歴史的・文化的・自然的資源を活用した公園緑地の整備	○	○	○	○	○	○
	3-1-2　公園の防災・減災機能の強化		○			○	
	3-1-3　地域課題に対応した公園機能等の再編	○	○	○	○	○	○
	3-1-4　公園の管理運営への民間活力の導入	○	○	○	○	○	○
	3-1-5　公園の柔軟な利活用		○			○	
3-2 多様な主体による緑のまちづくり	3-2-1　花と緑があふれるまちづくり	○	○	○	○	○	○
	3-2-2　人と自然が共生するまちづくり	○	○	○	○	○	○

計画の推進体制

施策の方向性	施策の展開	主な推進主体		
		市民	事業者	行政
【基本方針1】みどりをまもり　未来につなぐ　（緑の保全）				
1-1 骨格を担う緑の保全	1-1-1　西知多道路沿線の緩衝緑地の保全	○	○	○
	1-1-2　都市公園の保全	○	○	○
	1-1-3　公共施設緑地の保全	○	○	○
	1-1-4　民有地の植生やため池の保全	○	○	
	1-1-5　街路樹等の保全			○
	1-1-6　河川沿いの緑の保全			○
	1-1-7　農地の保全	○		
1-2 生物多様性の保全	1-2-1　生物の生息・生育環境の保全	○	○	○
【基本方針2】みどりをつくり　暮らしをつなぐ　（緑の創出）				
2-1 軸をつなげる緑の空間の整備	2-1-1　新たな中核拠点となる公園の整備			○
	2-1-2　新たな市街地形成にかかる公園緑地の整備			○
	2-1-3　街路樹の設置推進			○
	2-1-4　河川沿いの緑の創出			○
2-2 都市緑化の推進	2-2-1　公共施設の緑化推進	○		○
	2-2-2　法制度を活用した民有地の緑化推進	○	○	
	2-2-3　事業所等における緑化推進		○	
	2-2-4　住宅地等における緑化推進	○	○	
2-3 生態系ネットワークの形成	2-3-1　生物の生息環境をつなぐ回廊の形成	○	○	○
【基本方針3】みどりをいかし　人をつなぐ　（緑の活用）				
3-1 緑の空間の機能向上	3-1-1　歴史的・文化的・自然的資源を活用した公園緑地の整備			○
	3-1-2　公園の防災・減災機能の強化	○		○
	3-1-3　地域課題に対応した公園機能等の再編			○
	3-1-4　公園の管理運営への民間活力の導入		○	○
	3-1-5　公園の柔軟な利活用	○	○	○
3-2 多様な主体による緑のまちづくり	3-2-1　花と緑があふれるまちづくり	○	○	○
	3-2-2　人と自然が共生するまちづくり	○	○	○